

広島藩における村方文書の管理規定とその実態

西村 晃

【要旨】広島藩においては、検地帳が歴代庄屋の文書引継ぎの対象となっていた。一八世紀初頭には、村政を運営するに当たって、当面必要な文書類を村役人に引継ぐ強制力を伴う規定があったことを確認することができる。当時の文書管理は、村政運営に日常的に利用する、当面必要な現用文書だけが強制力をともなう引継ぎの対象となり、半現用文書は必要であれば規定に従って引継ぎが行われなければならないが、必要がなければ旧庄屋の手元に残り、しだいに非現用の文書となり旧家に伝わったと考えられる。このような文書引継ぎの形態は、引継ぎの規定があったとはいえ、文書の特定もされず、システムもあいまいであり、文書が紛失する場合も多くなかった。

村方文書の管理形態が変化する画期になったのは、広島藩が村方で管理すべき文書を具体的に明示した文化九年の通達であり、さらに天保七年に文書引継ぎが郡内村組内の連帯責任とされるに至って村方文書の管理システムが確立する。藩が村方文書の引継ぎと管理について徹底を期した背景には、文化年間から取り組んだ地誌『芸芸藩通志』編纂の影響を見ることができる。

はじめに

近年、近世村落における文書の作成や保存管理のあり方、あるいは当時の文書認識についてさまざまな具体的な事例が集積され、それによって、その基盤となる社会集団・共同体の機能が検討されている。たとえば、富善一敏氏は、「近世村落における文書整理・管理について―信州高島領乙事村の事例から」^{〔1〕}において、村役人間での文書引継ぎが一八世紀から始められ、近世中期以降、村役人に就任する層が拡大し文書の保全が期しがたいこと、作成文書数が増大したことに

より、大規模な文書整理が実施されたことを明らかにし、つづいて「近世村落における文書引継争論と文書引継・管理規定について」⁽²⁾では、文書の引継ぎ・管理規定について、さらに全国的な共通性や地域性の検討が必要であるとして、村方文書引継ぎをめぐる争論を幅広く取り上げ、それにもなう文書引継ぎ・管理規定と、村役人の意識のあり方を具体的に検討し、その結果、文書引継ぎをめぐる争論は、年貢・村入用諸帳簿の公開を要求し、村役人制の改編による村落運営の民主化を求める村方騒動の一環をなすもので、村方文書の引継ぎもそれにあわせて制度化されたことを指摘している。幕藩領主と農民との間の対抗関係のなから農民が勝ち取った成果の一つが、村方文書の管理システムの改編であった。ただ、これまでの研究では、幕府領の各村において年貢・諸役の勘定以外の書類に関する保存と公開については幕府の規定はなく、村の「自治」⁽³⁾的運営の中で、村や村役人の必要から村方文書は村で長期にわたって保存されてきたという見方がなされてきた。⁽⁴⁾同様に各藩においても幅広い村方文書の作成・管理に関する規定や指示があったことを明確に示した研究は少ない。

そこで本稿では、まず以上の観点から、広島藩領域内の村落及び都市における文書管理と引継ぎの実態を明らかにするとともに、文書管理がその「自治」的な運営のもとで行われたのか、または藩からの規定が存在していたのかについて検討する。ついで、賀茂郡吉川村（現東広島市八本松町吉川）竹内家文書を事例に、吉川村の村方文書がいかなる価値観のもとに引継がれ、管理されたかを具体的に検討することにより、竹内家の属する社会集団の文書に対する認識の一端を探っていきたい。

一 広島城下町町方文書の引継ぎ

村方文書の検討に入る前に、まず広島城下町の文書引継ぎについて見ておきたい。次の引継ぎ目録は享保十九年（一七三四）、広島城下町新町組橋本町のもので、町年寄茶屋平右衛門が在役のまま死去したため、その甥喜七郎が新年寄横田屋四郎右衛門に橋本町の文書・道具類を引継ぐ目的で作成したものである。⁽⁵⁾

史料【一】

右者年寄平右衛門病死仕、代り役横田屋四郎右衛門江被為仰付候二付、平右衛門御役儀之内町儀有来候役付之品々相改、無相違引渡し申候二付書付指上ケ申候、以上

享保十九年

寅ノ

九月

右之通無相違私方江受取申候、以上

月 日

前書之通私共出合申候、見分仕候処相違無御座候、以上

月 日

橋本町年寄横田屋

四郎右衛門

東引御堂町年寄羽瀬屋

助三郎

稲荷町中組年寄縄屋

七兵衛

室屋

喜右衛門殿

ここで注目すべき点は、第一に、土地関係や租税関係以外の、御用留、竈改めや借家層の移動など住人に関する文書など広範囲にわたる文書や、小筆筒や長持など文書を納める容器を含む道具類など五〇筆が引継ぎの対象となっていること、

第二に、これらの文書・道具類が「役付き」、すなわち町役人に所属するものとして意識され引継ぎの対象となっていたこと、そして第三に、同組内の二名の町年寄が引継ぎを見分し、相違なきことを大町年寄室屋臺右衛門に宛てた奥書があることである。ここでは、一八世紀前半には、広島城下町ではすでに文書引継ぎの際には二名の年寄の見分、大町年寄への報告というシステムができあがっていたことに注目しておきたい。

二 広島藩における村方文書の引継ぎと管理

(1) 検地帳の管理

村役人が、村方の権利を守り、村政を合理的に遂行し、村人の生活を守るため、村で作成された多様な文書を引継ぎ、管理してきたことは、今日伝えられる文書の作成年代からも知ることができる。幕藩制社会の村方において作成され、伝来してきた村方文書のうち、もつとも早く村の根幹に関わるものが検地帳であることは異論なからう。村方文書の引継ぎ・管理を検討する手始めに、この検地帳について検討しておきたい。

検地帳の引継ぎに関しては、高橋実氏が、一八世紀末、「草分け百姓」がしだいに後退していく中で、草分け百姓であることを象徴する検地帳に関しては、写しがあるなら原本は彼らに所持させてもよいという認識を村人と幕府役人が共通して持ちながらも、結局は幕府勘定所が「公共性」の論理からそれを否定した事例を紹介している。⁶⁾氏はこの時代を文書の属性としての合理性が前面に出てきた時代としながらも、検地帳はそれが備え持つ象徴性・精神性ゆえに合理的に引継がれる文書から除外しているのである。そこで、次の慶長六年（一六〇二）の「安芸国佐西郡津田村御検地帖」に挿入されていた証文に注目したい。⁷⁾

史料【2】

（前欠）今度貴殿様へ相渡シ申刻、御改被成候御帳□□奥^{（上カ）}紙、其上御検地衆之名判□り、小物成之次第共二無御座候二付御吟味被成候得共、私共請取申時分より無御座候、若徒御公儀様御尋被□候ハ、私共罷出右之通り之段御理り可申上候、其時貴殿様へ少も六ヶ敷儀かけ申間敷候、為其如此二候、以上

寛文六年午ノ八月廿六日

先庄屋

七右衛門^{（印）}

同

惣右衛門（花押）

庄や

五郎兵衛殿

まいる

この証文は、寛文六年八月（一六六六）、同村庄屋の交代後まもなく作成されたものである。新庄屋五郎兵衛が旧庄屋七右衛門・惣右衛門から引継ぎを受けたとき、すでにこの検地帳は検地役人の署名などが欠けた不完全なものであった。そこで、「御公儀」より尋ねられた場合、五郎兵衛の責任でない証拠として旧庄屋両名に一札入れさせたものであろう。^{（8）}このような証文が作成された背景には次のような事情がある。

福島検地帳が作成された直後の慶長六年十月、同郡玖島村の「物成定」^{（帳）}免状には、「今度御検地之張、小百姓中何も不残具見せ申、合点させ可申事」、「庄屋、年寄、小百姓ヨリ三人、此者堅請紙を仕候^{（9）}而少も依怙ひるき仕間敷候事」とある。すなわち、検地帳は村内での公開を前提として作成され、村役人だけでなく小百姓からも検地帳の請書を提出させているのである。ここから明らかになることはこの検地帳が村役人ではなく、村に帰属する文書であることを領主の福島氏から示されていたことである。広島藩領内では、恐らく領主が浅野氏に代わった後も検地帳は村方に所属する文書とし

て意識された上で管理され、庄屋が交代すれば新庄屋に引継がれていたものであろう。こうした事情から、津田村の庄屋五郎兵衛は、検地帳の管理上の問題で藩から処罰をうける可能性を感じとり、旧庄屋から一札を提出させたのであろう。年貢諸役負担の基準となる検地帳は歴代庄屋が引継いだ、作成当初から公開され、村全体が共有するという「公共性」を備えていたのである。

(2) 小田文書の村方文書引継ぎ目録

検地帳以外で、広島藩領内の村方における文書引継ぎの状況がわかる最古の史料は、管見の限りでは、次の佐伯郡玖島村の「小田文書」に見える元禄十六年（一七〇三）の文書請取書である。重要な資料なので、少し長くなるが全文引用する。¹⁰⁾

史料【3】

覚

一 御本帳式札 慶長六年十月吉日
御奉行村井次郎兵衛無判

一 鹿鉄炮札壹枚 元禄六年之御札

一 雉鉄炮札九枚 右同断

一 鍛冶炭馬札五枚 右同断

一 黒炭馬札三枚 右同断

一 家人牛馬御改之控帳四札

寛文拾年分
延宝七年分
貞享元年分
元禄四年分

一寛文六年分御指出し帳控巻札

一御免状 与右衛門次郎介 支配仕間不殘 内

元禄十壹年分次郎方に見へ
不申由、重而吟味事

一玖島村山之四方立 此内与右衛門請取
但原村境目書付二通共二

一元和六年御給分水帳控無御座候由

一万治貳年 右同断

一延宝貳年 右同断

右三度之御給分控帳請取不申候

其外度々御給分御上り知之時右帳請取不申候

一村之内道法貞享四年御改書付巻通

右之通請取申候、其外先規6万書付

入用物有之候ハ、重而御渡し可被成候

未

庄屋

元禄十六年 正月十九日

与右衛門印

同

権 六印

与頭

太郎兵衛(花押)

同

甚四郎(花押)

広島藩における村方文書の管理規定とその実態(西村)

この請取書には宛てはないが、庄屋の交代にともない新庄屋与右衛門・権六と二名の組頭が旧庄屋与右衛門と次郎介から文書を引継いだときに作成したものと考えられる。この時点では、すでに検地帳だけでなく、諸札類や人馬改帳・差出帳・免状・山村境の文書など村方の基本的な文書類が引継ぎの対象となっており、組頭が庄屋に付属するのではなく、組頭の二名までが連署していることから、これらの文書が庄屋に付属するのではなく、組頭をも含む村役人に付属するという意識があったことも確認できよう。さらに重要なことは、文書の引継ぎに「先規」、何らかの規定があったことである。玖島村の村政運営システムについては研究がなく、その規定の内容、作成の主体や背景などは不明とせざるを得ないが、村政を運営するに当たって、当面必要な文書類を村役人に引継ぐ強制力を伴う規定があったことは特筆すべき点として注目できよう。従って元禄十一年の免状が次郎介方にあるべき筈なのに、見えなければ重ねて調査することを付言しているのである。先に見た検地帳の引継ぎにおける藩の関わりを考慮に入れると、ここにおいても村役人主導による「自治的」村政運営によるものと考えより、領主の指示がその背景にあったのではないかと考えられる。

この小田家文書は、文政年間に編纂された広島藩の地誌、『芸藩通志』の編集員の一人であった津村尚宜の指導によって、所蔵者の小田重兵衛が永久三年（一一一五）からこの元禄年間までの全九三通の古文書を三巻に仕立て上げたものであるが、その中にはこの目録に載せられた文書は含まれておらず、今日に伝わっていない。巻一と巻二には津村の序文があり、第二巻の序文で津村は次のように述べている。近年の土豪（有力者）には旧家であることの証拠とするため、古文書を購入したり、偽文書を作成したりしているが、この小田文書はそうではなく、小田家で筆筒などに納めて、小田家でも開いてみるものさえない⁽¹⁾なかつた。ここから次のような推測が可能である。一八世紀初頭においては、村政運営に日常的に利用する、当面必要な現用文書だけが強制力をともなうて引継ぎの対象となっていた。しかし当面必要ではない半現用文書は、必要であれば規定に従って引継ぎが行われなければならなかったが、必要がなければ旧庄屋の手元に残り、し

だいに非現用の文書となつて旧家の筆箭の奥深くに開かれることもなく伝わつたのである。後年、連年の文書が張り継がれるなどして引継ぎの対象となる免状が、この時代には旧庄屋が「支配仕間不残」に限定され、小田家文書のなかに慶長六年の福島検地直後から元禄五年にかけての免状が二十通伝わっていることがそれを示唆している。また、このような非現用文書のうちから、寛永六年の玖島村の「山銀請四方立」という文書のように、与右衛門が庄屋を退役した元文五年になつて庄屋利三郎の請求によつて渡さなければならなかつたものもあつたことを付言しておきたい。

(3) 文化九年・天保四年における広島藩の村方文書管理規定

しかし、このような文書引継ぎの形態は、引継ぎの規定があつたとはいえ、文書の特定もされず、システムもあいまいであり、文書が紛失する場合も少なくなかつたと思われる。

広島藩が村方文書の管理について領内全体の村役人に対して指示を行つたことを史料上で確認できるのは文化九年（一八二二）の達が最初である。⁽¹²⁾ 藩はこの年六月、「村々役人共手元先般より受伝候諸帖・絵図・書物類、其外用場付諸道具類も在之候ハ、夫々遂穿鑿不漏様書記」し提出するよう命じている。⁽¹³⁾ この達で調査すべき文書として具体的にあげられたのは、御本帳（慶長六年検地帳）、水帳、田畠山林売買帖之類、村人別帖附帖之類、町家軒割等之帖類、寺社等之書状類、村方并山林田畠等之類、御触状之類、年々諸算用方、御下之書物類、村方用場諸道具類の十一種類、そして「右之外何二而も役前二而受取居申候」書類、すなわち引継ぎを受けた文書類である。これらが何年分（または何年から何年まで）、何冊「預り置」しているのか一つ書にして提出するよう命じたのである。村政運営に当面必要な文書だけを引継いでいた時代から、藩が村方で管理すべき文書を具体的に明示したことの意義は大きい。この強制力をともなう藩の通達は、村方文書の管理形態が変化する画期となつたのである。

藩がこの達を発するに至つた経緯は不明であるが、いくつかの理由が考えられる。まず、これまでにも指摘されている

広島藩における村方文書の管理規定とその実態（西村）

ように村方騒動の多発がある。⁽¹⁴⁾ 広島藩でも一八世紀に入ると、村役人の不正な年貢や村入用の割付・勘定をめぐる村方騒動が多発し、一定の成長を遂げた小前百姓が帳簿の公開を要求する事例が増加している。藩はこれに対処して、たとえば文化二年の達では、村役人の不正を誠めるとともに、小前百姓が「帳類見たくと申候ハ、速ニ見せ、其外何事ニ^而も百姓共申出候義者随分穩ニ申聞遣」すよう指導している。⁽¹⁵⁾ しかし、村方で保存管理されたのは年貢・諸役納入に関する文書だけではなかった。

文化九年から約二十年を経過した天保四年（一八三三）、後述する賀茂郡吉川村の文書目録「賀茂郡吉川村諸帳面・旧記類并村用諸道具書出帖」⁽¹⁶⁾ が作成されるにあたって、その心得について高屋組割庄屋竹内亮平（亮左衛門）が組内各村へ宛てた廻状が竹内家文書に残されている。⁽¹⁷⁾

史料【4】

態申進候

村々諸帖面旧記類并村用諸道具等相改、書上候様去ル文化九申年被仰付、郡中一統帖面ニ相認、被差上候義ニ御座候處、其後追々御役替等も有之、約方流合ニ相成候義も難計、就中右申年書上ニ、年数・冊数等書載無之帖面類も間々相見、拟又都而目途ニ相成候旧記類社村方要用之品ニ候處、其類下地之書上ニ^者洩居、就^而者村用諸道具等も追々増減可有之故、彼是此度委敷相約置候様被仰付候ニ付、別紙書出方案文帖致廻達候間、村々念入御しらへ、此趣ニ准御書出可被成候^①

一当度之義全村方永久之著ニ相成候事故、旧帖・書記類一冊ニ^而も多ク相伝り居候得者、御役人衆中御規模ニ相当、是迄綿密ニ御取引被成候功も相頭候義ニ御座候、若又可有害之書記不相見と申様之義御座候^而者、外事者御精勤有之候^而も村方之御役前ハ等閑ニ相当り、甚如何敷候間、当時^者何方^而逆も御役人中手元都^而御多用ニ^而、嘸御差問勝^者察

申候得共、昼夜を継御見しらへ被成候^而成共、必々落洩等無之様御約之義專要御座候

一前段申進候通二付、此度書類御見しらへ方自然不行届^{二而}^②、落洩有之候時^者、後々二至他村より差縛筋と申歟、又

著其外之義二付旧記類出ル由も一応二信用も難相成、其内耽与^者挽等有之分^者、格別ヲ以御取用二も相成可申候得共、

左候時^者当度約方之柔弱忽相顕、第一御役前難相濟、且^者御互二後代迄も汚名を残し候義、誠二可恥事二御座候間、

此所篤与^者御勘味被成、一際被^レ尽御心精、密二御しらへ被成度奉存候

右之趣夫々御承知、早々御約被成候^而、来月廿日迄二帖面私手元へ御出し可被成候、必御延引被成間敷候、以上

二月十四日

割庄屋
亮 平

大多田村（以下全一四カ村村庄屋宛）

文化九年の調査から二十年が経過し、村役人の交代もあつて文書管理が弛緩したこと、文化九年の目録の書式が不備で、年数や冊数が明記されていないものがあることなどを理由とした再調査であつたことが分かる。藩の指令をうけた割庄屋亮平は、傍線①において帖面・旧記類が一冊でも多く伝わることは、村役人にとつても名譽のことである反面、存在すべき筈の書類を亡失してはいくら他事で精勤したとしても、村役をおろそかにすることだと指摘し、処罰の対象になる可能性をも示唆している。また、傍線②では、今回の調査で大切な旧記類を書き落とすことがあれば、将来他村との間で争論が起こつた場合、証拠書類として持ち出したとしても信用されず、後代まで汚名を残す結果となると述べている。これは、文書を目録に書き出すことによつてはじめてその文書が、村落間の争論が起こつた場合、証拠効力のある文書として保証されたことを示唆している。

このように、藩が村方文書の引継ぎと管理について徹底を期した背景には、藩が文化年間から取り組んだ、膨大かつ完

広島藩における村方文書の実態（西村）

備した地誌『芸藩通志』編纂の影響を見ることができ。

広島藩主浅野齐賢は、文化元年（十八〇四）、寛文三年（一六六三）に編纂された『芸備国郡志』以来行われていない国郡志の改修を儒学者頼杏坪に命じたが、杏坪は当時江戸詰であり、まず領内総郡から下調べ帳を提出させなければ執筆はできないと回答したため、計画は一時棚上げとなった。杏坪が下調べ帳の項目を作成し、本格的に編集にとりかかったのは、御納戸奉行上席郡役所詰となった同八年であり、三次・恵蘇郡代官に任じられた同十年を機に領内全村に下調べ帳の提出が命じられるに至った。⁽¹⁹⁾藩が村方に旧記管理を命じた文化九年の達は、この国郡志編纂の動向と軌を一にするのである。その後文政初年にかけて村ごとに「国郡志下調べ書出帳」が提出され、それをもとに文政八年『芸藩通志』一五九巻は完成した。しかし、この編纂を通じて明らかとなったことは、村方には「伝承⁽¹⁹⁾」⁽²⁰⁾と「睨⁽²⁰⁾旧記」が残されている例が多くない事実であった。このことへの対策として、天保三年閏十一月、藩はさらに村役人に対して「急度心付等閑之義無之、諸扣行届筆記取計置、尚此場合二而伝来之旧記類目録調置、此後改替等有之節右目録引付受渡綿密二取計」うこと⁽¹⁹⁾を命じ、村方文書の保管と引継ぎについて指導を強化する方針を定めたことが考えられるのである。⁽²⁰⁾

(4) 天保七年の文書引継ぎ規定の改定

天保三年の村方文書管理・引継ぎの規定は同七年六月に改定され、さらに徹底されることとなる。その条文は次の通りである。⁽²¹⁾

史料【5】

一 割庄屋役替ニ付諸帖面受渡之節立会左之通

外組割庄屋 壹人

組合村庄屋 貳人

但、立会役人出飯米後役之者共々相弁可申事

一 社倉主役・村庄屋・社倉十人組頭取・組頭等右同断之節立会左之通

但、立会役人出飯米割庄屋^者郡割、庄屋出飯米^者後役之者^ら相弁可申事

ここにおいて、藩は組合文書・村方文書引継ぎをさらに円滑に、かつ確実に行わせるため、組・村内外の割庄屋・庄屋を引継ぎに立会わせる制度を明文化したのである。文書引継ぎを組・村内外をまきこんだ連帯責任とすることによって、その文書管理は組内・村落内の問題にとどまらなくなり、そのシステムは一段と進展したのである。

慶長検地帳の公開・保存規定から始まり、藩からの個別の通達によって徐々に整えられてきた広島藩における村方文書引継ぎ・管理規定は、文化九年の全領への藩の通達によって整備され、天保四年の通達を経て、天保九年の改定によって完成を見たのである。以降、領内各村ではこの規定に基づいて文書目録が作成され、管理が行われたと考えられる。

しかし、先に指摘したように、享保十九年にすでに広島城下町橋本町で行われていた文書引継ぎのシステムが、村方で城下町から百年以上遅れて整備された事情については不明であり、今後の課題である。なお、村方では、庄屋文書だけでなく、割庄屋・組頭・社倉諸役の文書についても引継ぎ・管理の対象になっており、今後これらの文書も含めて併せて検討していく必要がある。

三 竹内家における村方文書管理の実態

最後に竹内家文書に含まれる文書目録を素材に、賀茂郡吉川村の村方文書の引継ぎと管理について実際に見ることにしよう、これまでの検討の裏付けを行っておきたい。

竹内家は、寛政三年（一七九二）に六郎兵衛がはじめて吉川村の庄屋に就任して以来、亮左衛門、儀右衛門、兵右衛門と四代にわたって吉川村庄屋を世襲するとともに、賀茂郡内各村の庄屋役を兼任している。また、文化九年（一八一二）に六郎兵衛がはじめて賀茂郡高屋組の割庄屋に命じられて以来、三代にわたって同郡高屋組・志和組・下西条組の割庄屋をも歴任している。

竹内家文書には、寛政三年十二月「賀茂郡吉川村諸帳面類御引渡し之分請取帳ひかへ」⁽²²⁾（A）以降、文化九年（一八一二）八月「賀茂郡吉川村諸帳面并所用附道具書出帳極控」⁽²³⁾（B）、天保四年（一八三三）三月「賀茂郡吉川村諸帳面・旧記類并村用諸道具書出帖」⁽²⁴⁾（C）、嘉永六年（一八五三）十一月「賀茂郡吉川村諸帖面・旧記類并村用諸道具書出帖」⁽²⁵⁾（D）という四点の村方文書・道具目録帳が残されている。これを一覧としたのが表1である。このうち庄屋交代による文書引継ぎ目録は、竹内三郎兵衛が前庄屋の当分庄屋丸山村与三次から引継ぎを受けた目録（A）のみで、それ以外の（B）（C）（D）はいずれも村方文書の管理目録という性格を持つ。竹内家で吉川村の庄屋を世襲した時の引継ぎ目録は残されていないのである。天保七年に改定された引継ぎ規定にも、「諸役人跡相続之子又者弟等へ跡役申附候節者、前段之通立会受渡ニ不及」と述べられているように、文書紛失の可能性の薄い役人世襲の場合には引継ぎの規定も緩やかで、必ずしも文書引継ぎ目録が作成されなかったのである。（B）は文化九年の藩の通達によって作成された目録、（C）は同様に天保三年の通達によって作成された目録と考えられる。

さて、表1を検討すると次の点が指摘できよう。第一に、（A）の寛政三年の引継ぎ目録によれば、検地帳（水帳）差出帳・山帳・人馬改帳といった村方の基本的な帳簿類が、一七一一八世紀にかけて次第に引継ぎの対象となったことが窺えることである。

第二に、御用留・三田下見帳・有麦目録・宗旨改帳・免割帳等諸役に関する帳簿類等、毎年作成される村方文書のうち、

藩から文化九年に文書保存の通達が出される以前の寛政三年（A）では、すでに指摘したように村政を遂行する上で当面必要な文書だけが引継がれ、あとは旧庄屋のもとに残されたり、または廃棄されていたと思われるものが、（B）以降では毎年のものが保存・引継ぎの対象となっていることである。これは文化九年に藩が具体的に村方で管理すべき文書名を明示した通達のあらわれである。藩が村方で管理すべき文書を明示する以前、寛政三年と思われる亥年、吉川村では次のような事件が起こっている。²⁷すなわち、経緯は不明であるが、賀茂郡割庄屋阿賀村兵右衛門から明和四年から九年にかけての免割帖・欠算用帖・夫割帖の提出を求められた吉川村当分庄屋与三二は、これらについては先庄屋から引継ぎを受けておらず、また当分庄屋の用所となっていた組頭宅にも見当たらないことを回答し、「扱々奉恐人候儀ニ奉存候」と述べるに留まっている。文書保存に強制力をともなわない時点においては、このような文書紛失に対する責任は問われなかったと思われる。²⁸

第三に、これら毎年保存されることになった帳簿類の点数が、（B）では「年々」とその年代や冊数が明記されていないかったものが、（C）（D）では具体的に記されるようになっていく。これは、資料四の天保四年の割庄屋廻達が出されるに至った事情を如実に示している。

第四に、（A）では引継ぎの対象となっていた文書のうち、御用・寸志銀関係など数点が（B）作成までの二十年間で整理の上、廃棄された形跡がある一方で、（B）に載せられた文書のうち（C）以降廃棄されたものが見えないことである。その背景に、それまで引継ぎを受けた文書を保管の対象とする文化九年の藩の達があることは明らかであろう。

むすびにかえて

以上、広島藩の村落における近世初期からの文書引継ぎと管理の実態を検討し、さらに、賀茂郡吉川村竹内家文書を事例にその裏付けを行った。本稿の検討によつて、広島藩の村落においては、一八世紀初頭には村政を運営するに当たつて当面必要な文書類を村役人に引継ぐ強制力を伴う規定があつたことを確認することができた。当時の文書管理は、村政運営に日常的に利用する、当面必要な現用文書だけが強制力をともなつて引継ぎの対象となり、半現用文書は必要であれば規定に従つて引継ぎが行われなければならなかつたが、必要がなければ旧庄屋の手に残り、しだいに非現用の文書となり旧家に伝わつたと考えられる。このような文書引継ぎの形態はシステムもあいまいであり、文書が紛失する場合も少なくなかつた。村方文書の管理形態が変化する画期になつたのは、広島藩が村落で管理すべき文書を具体的に明示した文化九年の通達で、さらに天保七年に文書引継ぎが組内の連帯責任となるに至つて、文書管理システムが確立する。

最後に今後の課題をあげてむすびにかえたい。まず、広島藩近世村落内での村政の運営方法を具体的に解明し、村落の「自治」的機能について分析を行い、文書管理に関する村役人の意識を明確にすることである。そうすることにより、村落における文書管理の性格が改めて明らかとなるであろう。次に、たとえば竹内家文書を構築するサブグループの一つに組合文書が存在がある。「村方文書」の管理を大きな枠組みでとらえるためには、一村落下内での文書引継ぎ・保存の検討に留まらず、割庄屋として引継ぎ管理する文書の十分な検討を抜きには考えられない。⁽²⁹⁾ また、吉川村以外の村落における村方文書の管理形態との比較検討、城下町と村方との文書管理システム確立時期のずれについても検討すべき課題である。

註（１） 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『記録と史料』二、一

(2) 「歴史科学と教育」一二、一九九三年八月。なお、富善氏は

この中で、今後の課題として文書保存と幕藩領土の政策との関連を指摘し、「幕藩領土の文書保存・管理政策を復元し、明治国家のそれと比較することが必要であり、近世・近代の文書管理史を歴史学における独自の研究分野として定立する際の前提作業と」する必要があることを見通しとして述べている。

- (3) 幕府領村落における文書管理については、保坂裕興「村方騒動と文書の作成・管理システムー武蔵国秩父郡上名栗村を事例としてー」（『学習院大学史料館紀要』六、一九九二年三月）がある。保坂氏は、寛永十九年（一六四二）の郷村法において、代官・庄屋と小百姓との間で年貢関係諸帳簿の作成と庄屋のもとでの保存が含意され、さらに一八世紀前半にかけての法令で、村人用帳にまで及ぶ年貢・諸役に関わる作成・公開が規定され、これらが全体として、「村方文書作成・管理規範」になったと評価している。

- (4) たとえば、高橋実「近世における文書の管理と保存」（安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』、北海道大学図書刊行会、一九九六年二月）、一二七頁の指摘。なお、この高橋論文では、近世の文書管理・保存に関する諸研究を記録史料学の立場から総括的な整理を行っており、得るところ

が多かった。

- (5) 広島大学文学部国史研究室所蔵堀川町文書「新町組橋本町有物諸帖・諸書付并諸道具先年寄る後役江引渡シ目錄」（享保十九年九月）。

- (6) 高橋実氏前掲論文。

- (7) 佐伯町役場所蔵（佐伯町誌）資料編一、一九八一年三月発行、五七頁。なお、これより三年前の寛文三年正月二十六日日付けの、伝右衛門から六右衛門・惣右衛門ほか二名に宛てられた証文も一緒に挿入され、「御本帳式さつ之内田帳二おくさどノウわかみ無之候、しやうこ之ためニ」「候、以上」と記載されている。寛文六年の七右衛門と惣右衛門の主張を裏付けることができる。なお、この検地帳の挿入文書については、佐伯町の渡辺国太氏の御教示を得た。

- (8) この検地帳は、表紙と末尾一丁分を欠いた田方帳と、表紙はあるが先頭の数丁を欠いた畠方帳、田方帳と同じ筆跡で、表紙はあるものの畠分の一部と屋敷分の記載がなく、編綴も不完全な畠方帳の三冊からなる。このうち田方帳検地帳の奥書に「右著寛文九年酉ノ三月吉日写之、本帳奥書無之候二付年号月日無之候、御判主名山中織部様御検地被成候」とあることから、前庄屋に寛文六年の証文を書かせた新庄屋五郎兵衛が検地帳の保存を慮り、写本を作成したのと考えられること

が可能である。

- (9) 小田家文書「佐西郡久嶋村物成定事」〔佐伯町誌〕資料編一、三六頁。

- (10) 小田家文書「諸帳諸札等請取状」〔佐伯町誌〕資料編一、五〇頁。村役人間で十八世紀初めから文書の引継ぎが行われていたことについては、すでに富善一敏氏の指摘がある（前掲、富善氏一九九一年論文）。なお、与右衛門は小田家の出身者であるが、新旧庄屋の与右衛門が親子か、同一人物かは不明である。同村の「国郡志下調べ書出帳」〔佐伯町誌〕資料編一、二九四頁によると、小田家は慶長年中の平右衛門から享保年中の重兵衛まで九代の間庄屋役を勤めた。「国郡志」は、そのため「慶長五年以来之御免状」が伝わったと記しているが、元禄十六年の文書引継ぎの際にそれらを保管していたのは、もう一人の庄屋で小田家ではないと思われる次郎介であった。同家が単独で歴代庄屋に就任していれば、あるいは文書は引継ぐ必要はなかったかも知れない。なお、玖島村の初期村役人制については不明な点が多いが、小田家文書による限り、玖島村の庄屋が二人役となった初見は延宝四年（一六七六）である。

- (11) 小田家文書、巻二 序〔佐伯町誌〕資料編一、一一頁。

- (12) ただし、個別に村に対して指導した例はいくつか見える。た

とえば、元文二年（一七三七）、山県郡大朝村庄屋・組頭を村方騒動の責任をとらせて罷免するに際し、同郡代官は、割庄屋に対して後任の庄屋が決まるまで「引請之諸帳等」を受け取り、村政に支障をきたさないよう申し付けている（『広島県史』近世資料編Ⅲ、藩法五六九）。藩側が村方文書引継ぎに関与していたことは疑いない。

- (13) 文化九年「組合御触書控」（竹内家文書 二）。

- (14) 村方騒動を契機とする村政民主化と村方文書の作成・管理システムの成立・改変を論じたものに、前掲、保坂裕興「村方騒動と文書の作成・管理システム―武蔵国秩父郡上奈栗村を事例として―」、及び前掲、富善一敏氏「近世村落における文書引継ぎ論と文書引継・管理規定について」がある。

- (15) 文化二年「組合村々万覚帳」（広島大学附属図書館所蔵屋文庫、『広島県史』近世資料編Ⅳ、藩法一一八六）。

- (16) 竹内家文書 二八九〇。

- (17) 竹内家文書 二八九二。

- (18) 広島藩が国郡志編集の心得を村方に発したのは文化十一年である。その後も郡村を始め、家中・寺社に至るまで広く諸資料の提出を求めている（『広島県史』近世資料編Ⅳ、藩法二二六・一三二九・一三八五・一三八八）。

- (19) 天保三年「御触書扣」（竹内家文書、『広島県史』近世資料編

IV、藩法一五五九。

(20) なお、この天保三年の達で藩は、さらに次のように組合文書の管理・引継ぎに関しても言及していることには注意を要する。組合文書の引継ぎと管理について、本稿で多くを述べることはできないが、若干付言しておくたい。

割庄屋引受書類も相改メ、受送り方右（村方文書―筆者註）准受引いたし、組合村々旧記目録引受割庄屋手元へも壱通つ、取置、是又受送り之節得斗約置、流合不相成様可取計者也

割庄屋は、多様な職務を果たすため、毎年組内各村から提出される基本的な書類を調査し、集約した上で郡方に提出した。組合文書は、村方文書のように小前百姓から閲覧を求められることはないが、同役や組内各村庄屋の閲覧要請に応じる場合がある。組合文書は組内各村の文書蔵的な役割を果たしたであろうことが想像できる。割庄屋も作成する書類が膨大になるにつれ、職務を果たすためにはその文書を管理する必要に迫られたのであろうか、一八世紀後半頃から交代に際して必要に応じ文書の引継ぎを行っている。天保三年の達はその管理と引継ぎを明文化したものであった。ここで重要な点は、村方で作成した文書目録を一部ずつ割庄屋へ送ることを義務付けていることである。村役人の人選にも関わる割庄

屋が、村方文書の管理に携わることによって、さらに村方文書の管理が一段と強化されたことは明らかである。

(21) 天保七年「御紙面写帖」〔竹内家文書、「広島県史」近世資料編IV、藩法一五九二〕。

(22) 竹内家文書 二五二九。

(23) 竹内家文書 二八九一。

(24) 竹内家文書 二八九〇。

(25) 竹内家文書 二八九三。

(26) (21) と同資料。

(27) 竹内家文書 三八一七。なお年不詳であるが、村方文書が全く紛失してしまった事例を紹介する。賀茂郡吉郷村の庄屋桂太郎が亡くなつて村方文書が不明となり、田口村庄屋の五郎右衛門が、以前吉郷村庄屋を兼任していたことがあったためその調査を依頼された。同人は、前任者から文書の引継ぎを受けず、吉郷村組頭弁右衛門方で必要な書類だけ取り寄せて執務したため、新任の桂太郎へは、取り寄せた書類と自分の作成した書類だけを引継いだと証言している。桂太郎の未亡人は、長百姓らしき人物が書類を取りにくたと言うのだが、結局不明のままとなった。この事件で処罰者が出たか不明であるが、庄屋急死の混乱や杜撰な文書引継ぎによって文書が散逸した事例といえよう〔竹内家文書一九〇九〕。

(28) 寛政三年は竹内六郎兵衛が吉川村庄屋に就任した年であり、

引継ぎ目録(A)によれば、免割帳・欠算用帳・夫割帳は前年の寛政二年のものしか引継ぎを受けていない。新しく庄屋に就任した六郎兵衛が明和四年分の文書の引渡しを求めて割庄屋に訴え出た可能性もある。

(29) 竹内家文書には吉川村の文書目録と同様、文政四年(一八二

一)カ「六郎兵衛高屋組在役中諸帖面類 組替二付後役竹原東喜三・殿へ送ル覚書」(E 竹内家文書 一九七七)、文政十年(一八二七)七月「帖面引渡目録」(F 同「一八九六」、天保初年カ「高屋組帳面目録」(G 同「一八九七」、嘉永五年(一八五二)「嘉永三・戌極月組替被仰付候二付高屋組諸書類同役有田健左衛門殿へ相渡ス扣帖」(H 同「一九七五」という四点の高屋組の組合文書目録が残されている。このうち(H)以外は割庄屋交代にともなって作成された目録である。(F)と(G)は記載形式が類似しているが、それ以外は異なっている点、(H)では文書の点数が大幅に増加した上、番号が附され整理された形跡が見え、それまで引継ぎの対象になつていなかった古い年代の文書が急に現れる点、また役交代から一年半後に作成されている点など、検討を要する課題が多いことを付け加えておく。

〔付記〕

本稿は国文学研究資料館史料館主催第40回史料管理学研修会長期研修課程(一九九四年)の修了レポートを改稿したものである。また、この概要は一九九六年七月に甘日市市中央公民館で開催された芸備地方史研究会大会で報告し、参加者各位から貴重なご意見を得た。記して謝意を申し上げたい。

(にしむら あきら 研究員)

表1 賀茂郡吉川村の引継ぎ・管理文書

寛政3年(1791)	点数	文化9年(1812)	点数	天保4年(1833)	点数	嘉永6年(1853)	点数
御地概帳(慶長6)	1冊	御本帳(慶長6)	1冊	御本帳(同左)	1冊	御本帳(同左)	1冊
		新開御本帖(天明2)	1冊	新開御本帖(同左)	1冊	新開御本帖(同左)	1冊
				一名地概帖(文政3)	2冊	一名地概帖(同左)	2冊
御地概帳(貞享元)※記載誤りカ	2冊	名寄水帖(貞享元)	2冊	名寄水帖	6冊	名寄水帖(同左)	6冊
名寄水帖(宝暦2)	2冊	名寄水帖(同左)	2冊	(貞享元・宝暦2・文政3)			
畝高斗代拝帳扣(宝永6)	1冊	畝高斗代拝帳(同左)	1冊	畝高斗代拝帳(同左)	1冊	畝高斗代拝帳(同左)	1冊
〃改帖(享保5)	1冊						
畝高御改帖扣(正徳4)	1冊	畝高御改帖(同左)	1冊	畝高御改帖(同左)	1冊	畝高御改帖(同左)	1冊
給主方(畝石)水帖(元禄13)	4冊	古給主方水帖(元禄13)	4冊	水帖(元禄13~文化13)	34冊	水帖(同左)	34冊
給主方御明知水帖(元禄13)	1冊	古給主方御明知水帖(元禄14)	1冊				
給主方御明知地概帖(元禄14・15)	3冊						
明知方取立水帖(宝暦7)	1冊	御明知水帖	5冊				
給主明知分り水帖(安永8・天明6)	2冊	(宝暦7~寛政10)					
給主組取立水帖(宝暦7)	1冊	御給知方水帖	9冊				
給知割水帖(宝暦7)		(宝暦7~文化5)					
				畝高書抜帖(文政3)	6冊	畝高書抜帖(同左)	6冊
				畝高名寄約根帖(文政3)	1冊	畝高名寄約根帖(同左)	1冊
				田畠野取帖(文政3)	7冊	田畠野取帖(同左)	7冊
				田畠斗代盛根帖(文政3)	7冊	田畠斗代盛根帖(同左)	7冊
				御見取新開畝数根帖	1冊	御見取新開畝数根帖	1冊
				明知給知田畠畝高分書抜帖他(文政3)	1冊	明知給知田畠畝高分書抜帖他(同左)	1冊
指出し帖(安永3)	1冊	差出し帳(延享3~享和4)	4冊	差出帖(同左)	4冊	差出帖(同左)	4冊
諸色書出し帖(享保8)	1冊						
雨池御改帖(寛延3)	1冊	雨池樋橋帳	3冊	雨池樋橋帳(同左)	3冊	雨池樋橋帳(同左)	3冊
雨池樋橋井出ひかへ(明和9)	1冊	(寛延3・明和9・寛政10)		大池樋替等願書類(文政5・11)	3袋	大池樋替等願書類(同左)	3袋
				池普請夫積帖・免許帖(天明7~文政8)	5冊	池普請夫積帖・免許帖(同左)	5冊
御山帖書付并毛上入相請証文共	5冊	御山帳(正徳6~享保12)	3冊	御山帖(同左)	3冊	御山帖(同左)	3冊
百姓家廻り樹木改帖 右樹木伐付願書共	1冊	御留木改帳(明和2~文化8)	4冊	御留木改帖(同左)	4冊	御留木改帖(同左)	4冊
家人牛馬改帖(正徳5)	1冊	家人牛馬御改帖(同左)	1冊	家人牛馬改帖	2冊	家人牛馬改帖(同左)	2冊
家人牛馬御改帖(享保5)	1冊	家人牛馬御改帖(同左)	1冊	(正徳5・享保5)			

		人家御改帖 (寛政7)	1冊	人家御改帖 (同左)	1冊	人家御改帖 (同左)	1冊
人馬改帖 (安永9)	1冊	人馬御改帖 (明和5～文化7)	8冊	人馬御改帖 (明和5～文政11)	11冊	人馬御改帖 (明和5～嘉永5)	15冊
鉄炮帖并印形帖扣但代々願書共	10冊	鉄炮御改帖 (貞享5～明和3)	8冊	鉄炮御改帖 (同左)	4冊	鉄炮御改帖 (同左)	4冊
水横貫并水番帖共 (元禄6)	3冊			用水一件古キ帖	1袋	用水一件古キ帖	1袋
寺社改帖 (享保4) 神社書付共 (宝暦12)	1冊	寺社御改帖 (享保4)	1冊	寺社御改帖 (享保4・宝暦11)	1袋	寺社御改帖 (同左)	1袋
諸色仕出し寺社并谷限帳 (宝永6)	2冊	諸色仕出し寺社并谷限帖 (同左)	2冊	諸色仕出寺社并谷限帖 (同左)	2冊	諸色仕出寺社并谷限帖 (同左)	2冊
畠方有物并浮過物御改帳 (享保11)	1冊	畠方有物并浮過物御改帖 (同左)	1冊	畠方有物并浮過物御改帖 (同左)	1冊	畠方有物并浮過物御改帖 (同左)	1冊
当村絵図并書込有	3枚	古城跡槌山絵図	1枚	古城跡槌山絵図	1枚	古城跡槌山絵図	1枚
村絵図書込仕出し帖	1冊	村絵図	2枚	村絵図	2枚	村絵図	3枚
村絵図書込仕出し帖	1冊	村絵図書込仕出し帖	1冊	村絵図書込仕出し帖	1冊	村絵図書込仕出し帖	1冊
仕出し帖御免附共 (延享3)	1冊						
		他国出帰帖					
		産物改帳 (享保8～寛政7)	3冊	産物改帖 (同左)	3冊	産物改帖 (同左)	3冊
				国郡志書出し帖 (文政2)	1冊	国郡志書出し帖 (同左)	1冊
		田畠山林売買証文控帖	年々	田畠山林売買・質入証文扣 (寛政5～天保3)	2括	田畠山林売買・質入証文扣 (寛政5～嘉永6)	2括
		五人組帖		五人組帖 (天保4)	1冊	五人組帖 (天保4・嘉永6)	2冊
				諸普請夫積帖 (天明7～文化2)	1括	諸普請夫積帖 (同左)	1括
		普請夫積十ヶ年概帖 (文化2)	1冊	春普請夫積・十ヶ年概し帖 (文政2)	1冊	春普請夫積・十ヶ年概し帖 (同左)	1冊
		諸願書付控	年々	諸願書附扣 (寛政3～天保3)	42冊	諸願書附扣 (寛政3～嘉永6)	63冊
三田下見帖・下野原新開畠方見取帖 (寛政3)	1巻	三田下見帳	年々	三田下見帖 (寛政3～天保3)	126冊	三田下見帖 (寛政3～嘉永6)	189冊
下野原新開御免帖	1冊			下野原田方見取米願書類 (文政12)	1括	下野原等田方見取米願書類 (文政12～嘉永5)	3括
						下野原等田畠定数見取願書類 (嘉永5)	1括
有麦目録扣 (寛政3)	1冊	有麦目録	年々	有麦目録 (寛政3～天保3)	42通	有麦目録 (寛政3～嘉永6)	63通
宗旨帖扣 (寛政3)	3冊	村人別宗旨帖	年々	村人別宗旨帖 (寛政3～天保3)	126冊	村人別宗旨帖 (寛政3～嘉永6)	147冊
		御触書写し帖	年々	御触書写帖 (寛政3～天保3)	42冊	御触書写帖 (寛政3～嘉永6)	63冊
御免附并御免状 (安永2～)	1冊	御免状		御免状 (安永2～天保3)	60通	御免状 (安永2～嘉永6)	81通
免割帖・欠算用帖・夫割帖免許之分 (寛政元)	1巻	御免割帖	年々	御免割帖・夫割帖共 (寛政4～天保3)	41冊	御免割帖・夫割帖共 (寛政4～嘉永6)	62冊
免割帖・欠算用帖・夫割帖并小帖	1巻			同上帖扣小帖共 (寛政2～天保3)	301冊	同上帖扣小帖共 (寛政2～嘉永6)	322冊
広島御蔵所日雇賃米受取通共 (寛政2)				同御免許帖 (寛政元～天保元)	42冊	同御免許帖 (寛政元～嘉永5)	63冊
		欠算用帖	年々	欠算用帖 (寛政元～天保元)	42冊	欠算用帖 (寛政元～嘉永5)	63冊
		夫割帖	年々	夫割帖 (寛政元～天保元)	42冊	夫割帖 (寛政元～嘉永5)	63冊
		人別持高書貫帖	年々	年々人別高改帖 (寛政3～天保3)	42冊	年々人別高改帖 (寛政3～嘉永6)	63冊
		御物成諸入役米銀取立下札帖	年々	御物成帖・銀御取立下札帖 (寛政4～天保3)	41冊	御物成帖・銀御取立下札帖 (寛政4～嘉永6)	62冊
		社倉麦算用帖	年々	社倉麦本法成就之節根帖	1冊	社倉麦本法成就之節根帖	1冊
				社倉御法則書	1冊	社倉御法則書	1冊
				社倉初登之節追加麦人別約帖	1冊	社倉初登之節追加麦人別約帖	1冊
				社倉麦年々算用上帖扣 (文化14～天保3)	16冊	社倉麦年々算用上帖扣 (文化14～嘉永6)	37冊

		御開初帖	年々	社倉麦・御開初貸付取立帖（文化14～天保3）	32冊	社倉麦・御開初貸付取立帖（文化14～嘉永6）	53冊
				社倉之儀ニ付下方へ示教書	1通	社倉之儀ニ付下方へ示教書	1通
御用・寸志銀関係(宝暦3～明和9)	1冊	御用銀帖	年々	御用銀・寸志銀根帖（文政10）	2冊	御用銀・寸志銀根帖（同左）	2冊
関東川普請御手伝（天明2）	1冊			百姓人別寸志銀上納一件帖（文政9）	1冊	百姓人別寸志銀上納一件帖（同左）	1冊
先年両度御用銀差上申扣	1冊						
不足高起地田方畝高之分（明和9）	1冊			御建山并野山等御免許売代約帖（寛政5～天保3）	1括	御建山并野山等御免許売代約帖（寛政5～嘉永6）	1括
山目附喜一郎改帖 付櫓帖（天明元）	1冊	御建山并野山等諸入用約帖		2冊	御建山并野山等諸入用約帖	2冊	
儉約触写（寛政2～3）	3冊						
惣高帖	1冊	国松とめ孝心之趣書類（文政8）		1袋	国松とめ孝心之趣書類（同左）	1袋	
明知高帖	1冊	起高御褒美一件書類（文政12）		1袋	起高御褒美一件書類（同左）	1袋	
東原・下野原両新開高帖	1冊	御示廉々人別請印帖他（文政13・天保2）		2冊	御示廉々人別請印帖他（同左）	2冊	
八幡宮修復ニ付諸願一卷旧記類	1袋	殿様御寄道御昼休之節書類（文政6）		1袋	殿様御寄道御昼休之節書類（同左）	1袋	
当村道場後住願書付ひかへ		郡奉行様等御泊り之節書類（文政6）		1袋	郡奉行様等御泊り之節書類（同左）	1袋	
隣村道法帳（安永9）	1冊	唐櫃一件書類（文化8）		1袋	唐櫃一件書類（同左）	1袋	
		争論書類（文政8・11）		2袋	争論書類（同左）	2袋	
		畝高一名概御願書類（文政3）		1括	畝高一名概御願書類（同左）	1括	
		山論一件取交証文		1通	山論一件取交証文	1通	
道しるべ（寛政3下渡し）	6冊	道しるへ	2部	教訓道しるべ	2部	教訓道しるべ	2部
		郷里急救方	2冊	郷里急救方	2冊	郷里急救方	2冊
				撰種録	1枚	撰種録	1枚
		鹿鉄炮木札	1枚	鹿鉄炮木札	1枚	鹿鉄炮木札	1枚
合印 ※1枚は御役所召しあげ	2枚	合印類	3枚	合印類	3枚	合印類	3枚
		村駕籠	1挺	村駕籠	1挺	村駕籠	1挺
		硯箱	1面	硯箱	1面	硯箱	1面
		算盤	1挺	十露盤	1面	十露盤	1面
		帳筆笥	1つ	帳筆笥	1つ	帳筆笥	1つ
		手錠	3挺	手錠	3挺	手錠	3挺
		村印幟	1つ	村印幟	1つ	村印幟	1つ
		中柄	1つ	中柄	1つ	中柄	1つ
				弓張釣燈	1つ	弓張釣燈	1つ
		斗舂	1つ	斗舂	1つ	斗舂	1つ
		壺升舂	1つ	壺升舂	1つ	壺升舂	1つ

注「賀茂郡吉川村諸帖面書類御引渡し之分請取帳ひかへ」（寛政3,竹内2519）, 「賀茂郡吉川村諸帳面并用所附諸道具書出帳極控」（文化9,竹内2891）, 「賀茂郡吉川村諸帳面・旧記類并村用諸道具書出帖」（天保4,竹内2890）, 「賀茂郡吉川村諸帳面・旧記類并村用諸道具書出帖」（嘉永6,竹内2893）による。なお、文書名は簡略にしたものがある。